

# 保育所等入所申込みに係る同意書

武蔵村山市長 殿

受付印

以下の内容についてすべて確認し、同意します。

令和 年 月 日

保護者（父）

保護者（母）

保育所等入所申込にあたり、以下のすべての項目について確認及び同意をしていただく必要があります。よくお読みの上、同意されましたら確認欄の口に✓をしてください。

番号	項目	確認欄
1	入所希望年度の「保育所等入所のしおり」をよく読み、内容を理解したうえで申請を行っている。	<input type="checkbox"/>
2	入所希望施設は通える範囲内で記入し、保育内容について確認し、理解している。	<input type="checkbox"/>
3	入所後、児童が保育所等に慣れるために、短い時間の保育から始める「慣らし保育」の期間がある。期間は、児童の保育状況によって異なる場合がある。	<input type="checkbox"/>
4	入所後、保育所等の決まりを理解し、より良い保育の提供・運営のために協力する。	<input type="checkbox"/>
5	児童の保育時間は施設によって異なり、年齢等により延長保育が利用できない場合がある。また、延長保育の料金は通常の保育料とは別に、各施設が設定した延長料金を支払う。	<input type="checkbox"/>
6	アレルギー・障害・持病のある児童など、特別な配慮が必要となる児童の申込みを行う場合、入所希望施設すべてに事前の見学や相談が必要である。なお、事前に相談等を行わない場合、入所内定となっても、施設の受け入れ体制により入所ができないことがある。	<input type="checkbox"/>
7	入所後、児童が発達障害等の疑いが生じ、かつ児童が療育機関等に通所している場合は、市が当該機関等に照会をかけることがある。	<input type="checkbox"/>
8	保育所等では集団保育を行っているため、個別の対応が難しい場合がある。	<input type="checkbox"/>
9	入所を辞退する場合、すみやかに「入所決定取下げ書」を提出する。	<input type="checkbox"/>
10	各種証明書の内容について不明点等があった場合、市が事業主（会社）等に照会することがある。	<input type="checkbox"/>
11	申込内容が事実と異なるなど、虚偽の事実が発覚した場合、入所決定取消しや退所となる。	<input type="checkbox"/>
12	育児休業からの復職予定で申込をし、入所が決定した場合、入所月の翌月1日までに申込時に提出した就労証明書の内容と同条件（育児短時間勤務を除く）かつ記載されている事業所にて復職する。復職ができない場合、退所となる。	<input type="checkbox"/>
13	妊娠・出産事由で申込みをする場合、出産予定月の2か月後の月末で退所となる。	<input type="checkbox"/>
14	就労内定で申込みをし、入所が決定した場合、入所月の月末までに就労を開始し、後日、給与明細書の写しを3か月分提出する（原則、1か月分ずつ提出する。）。	<input type="checkbox"/>
15	求職活動事由で申込みをし、入所が決定した場合、入所後2か月以内に就労を開始し、就労証明書及び給与明細書の写しを3か月分提出する（給与明細書の写しは原則、1か月分ずつ提出する。）。	<input type="checkbox"/>
16	保育の必要性の認定事由に該当しなくなった場合、退所となる。	<input type="checkbox"/>
17	入所選考の結果通知は、初回の利用調整時のみ文書で通知する。以降は、入所内定となった場合のみ個別に電話連絡を行う。	<input type="checkbox"/>
18	教育・保育給付認定、保育所等への入所並びに利用者負担金（以下、保育料といいます。）及び副食費の徴収免除に関する決定のために同居する世帯員全員の必要な住民基本台帳、課税状況、生活保護の受給の有無等の情報について照会・閲覧することがある。	<input type="checkbox"/>
19	保育所等に対し、保育料及び世帯の状況等について提示・提供することがある。	<input type="checkbox"/>
20	認定申請等が集中し審査に時間を要する場合、支給認定証の交付に30日以上かかることがある。	<input type="checkbox"/>
21	市で税資料の確認が取れない場合は保育料においては最高階層で決定とする。副食費においては免除判定を受けない。	<input type="checkbox"/>
22	保育料の支払いは、原則口座振替とする。（小規模保育・認定こども園は保育所等に納入する。）	<input type="checkbox"/>
23	保育料は納付期限までに納入する。保育料の支払いが滞った場合、督促状の送付、地方税の滞納処分の例により、差し押さえ等の処分を受ける。通知上は一方の保護者名のみ記載となっているが、2人の保護者がいる場合はもう一方にも納付義務がある。	<input type="checkbox"/>
24	保育料を正当な事由なく6箇月以上滞納した場合、退所となる。	<input type="checkbox"/>
25	副食費は納付期限までに納入する。副食費の支払いが滞った場合、保育所等は納入状況について市へ提示・提供することがある。	<input type="checkbox"/>
26	児童の安全性の観点から、提出書類の内容を市の関連部署等へ照会・提供することがある。	<input type="checkbox"/>